

(案)

番 号  
年 月 日

経済産業大臣 宛

原子力委員会  
委員長

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定について(答申)

原子力委員会は、平成27年2月19日付け20150218資第11号をもって特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（以下、「法」という。）第3条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき意見を求められた特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）については、概ね妥当なものと認める。

他方、最終処分制度が創設されて以降、最終処分事業が進捗していないことについての深刻な反省を踏まえる必要がある。今後の政府の取組には、最新の科学的知見を取り入れていくとともに、最終処分に関する国民との相互理解を深め、最終処分事業を円滑に推進するための社会的側面に関する海外での検討・考察も参照しつつ、説明責任を果たし、国民と最終処分に関する認識の共有を重ねる努力をすることが求められている。

こうした中、経済産業省においては、今後、法第4条に基づき「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」（以下、「最終処分計画」という。）を定め、実施するに当たって、基本方針において記述された諸取組に関して、明確な目標、責任主体及び達成時期を明らかにした上で、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを回して取組の改善を図りつつ実施することを求める。また、定期的に、取組の成果、評価意見に対する回答及び改善点を含む対応方針を明らかにし、原子力委員会に報告するとともに、報告内容を公開することを求める。原子力委員会としては、法の規定に則りつつ、最終処分計画等について定期的に報告を受け、意見を述べるなど所要の役割を果たしていく。